

第 86 号議案

豊後大野市営駐車場条例の一部改正について

豊後大野市営駐車場条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 6 年 11 月 29 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

豊後大野市営駐車場の利用の促進を図るため、使用料の見直し等をしたいので、この案を提出するものである。



豊後大野市営駐車場条例の一部を改正する条例

豊後大野市営駐車場条例（平成 17 年豊後大野市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「の自動車等」を「における自動車の」に改める。

第 3 条第 3 項中「自動車等は、普通自動車、軽自動車、2 輪の小型自動車、原動機付自転車及び自転車」を「自動車は、普通自動車及び軽自動車」に改める。

第 4 条第 1 項中「自動車等」を「自動車」に改め、「は、」の次に「1 台につき」を加える。

第 6 条第 2 号中「き損し」を「毀損し」に改める。

第 8 条第 1 項第 1 号中「自動車等」を「自動車」に改め、同項第 2 号中「き損し」を「毀損し」に改め、同条第 2 項中「の退去」を「からの退去」に改める。

第 9 条中「自動車等のき損」を「自動車の毀損」に改める。

第 10 条中「き損し」を「毀損し」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

（使用料の特例）

4 第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、豊後大野市営豊後清川駅前駐車場及び豊後大野市営朝地駅前駐車場の一時駐車区の利用に係る使用料については、当分の間、徴収しない。

別表を次のように改める。

別表（第 4 条関係）

区分	使用料	
	定期駐車区 (1 月)	一時駐車区 (1 日)
豊後大野市営菅尾駅前駐車場	2,610円	200円
豊後大野市営豊後清川駅前駐車場	2,610円	200円
豊後大野市営緒方駅前第一駐車場	2,610円	
豊後大野市営緒方駅前第二駐車場	2,610円	200円
豊後大野市営朝地駅前駐車場	2,610円	200円
豊後大野市営犬飼駅前駐車場	2,610円	200円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用の許可に係る使用料について適用し、同日前の利用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

